

中華人民共和國環境保護稅法

(2016年12月25日 第12期全國人民代表大會常務委員會第25回會議にて可決)

目録

- 第1章 総則
- 第2章 税額計算の根拠および納付税額
- 第3章 税収の減免
- 第4章 徴収管理
- 第5章 附則

第1章 総則

- 第1条 環境を保護及び改善し、汚染物の排出を削減し、生態文明の建設を推進するために本法を制定する。
- 第2条 中華人民共和國の領域及び中華人民共和國が管轄するその他の海域において、課税汚染物を排出する企業・事業単位及びその他の生産經營者を環境保護税の納税人とし、本法に基づき環境保護税を納付しなければならない。
- 第3条 本法のいう課税汚染物は、本法に付屬する「環境保護税税目税額表」、「課税汚染物及び当量値表」が定める大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物及び騒音を指す。
- 第4条 以下のいずれかの状況がある場合、汚染物を排出することに属せず、相應する汚染物の環境保護税を納付しなくてもよい。
- (1) 企業・事業単位及びその他の生産經營者が法により設立した汚水集中処理、生活ゴミ集中処理場所に課税汚染物を排出する場合。
 - (2) 企業・事業単位及びその他の生産經營者が国家および地方環境保護標準に合致する施設、場所に固体廃棄物を貯蔵もしくは処分する場合。
- 第5条 法により設立された都市・農村汚水集中処理、生活ゴミ集中処理場所が国家及び地方が規定する排出標準を超えて課税汚染物を排出する場合、環境保護税を納付しなければならない。企業・事業単位及びその他の生産經營者が固体廃棄物を貯蔵もしくは処分し、国家および地方環境保護標準に合致しない場合、環境保護税を納付しなければならない。
- 第6条 環境保護税の税目、税額は、本法に付屬する「環境保護税税目税額表」に基づき執行する。課税大気汚染物および水汚染物の具体的な適用税額の確定及び調整は、省・自治区・直轄市の人民政府により当該地区の環境受容能力、汚染物排出の現状及び經濟社会生態發展目標の要求を統一的に調整・考慮し、本法に付屬する「環境保護税税目税額表」が規定する税額幅内に制定し、同レベルの人民代表大會常務委員會に報告して決定を受け、合わせて全國人民代表大會の常務委員會および國務院に報告して届出する。

第 2 章 税額計算の根拠および納付税額

第7条 課税汚染物の税額計算根拠は、以下の方法に基づき確定する。

- (1) 課税大気汚染物は、汚染物排出量により換算した汚染当量数に基づき確定する。
- (2) 課税水汚染物は、汚染物排出量により換算した汚染当量数に基づき確定する。
- (3) 課税固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に基づき確定する。
- (4) 課税騒音は、国家が規定する標準を超えるデシベル数に基づき確定する。

第8条 課税大気汚染物、水汚染物の汚染当量数は、当該汚染物の排出量を当該汚染物の汚染当量値で除すことで計算する。各種の課税大気汚染物、水汚染物の具体的な汚染当量値は、本法に付属する『課税汚染物および当量値表』に基づき執行する。

第9条 各排出口もしくは排出口のない課税大気汚染物は、汚染当量数に基づき、大から小の順に並べ、上位3項の汚染物に対して環境保護税を徴収する。各排出口の課税水汚染物は、本法に付属する「課税汚染物および当量値表」に基づき、第1類水汚染物およびその他の類の水汚染物を区分し、汚染当量数に基づき、大から小の順に並べ、第1類の水汚染物に対して上位5項に基づき環境保護税を徴収し、その他の類の水汚染物の上位3項に対して環境保護税を徴収する。省・自治区・直轄市人民政府は当該地区の汚染物排出削減の特殊な需要に基づき、同一排出口における環境保護税徴収課税汚染物項目数を付加することができ、同レベルの人民代表大会常務委員会に報告して決定を受け、あわせて全国人民代表大会の常務委員会及び国務院に報告し届出する。

第10条 課税大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物の排出量および騒音のデシベル数は、以下のような方法および順序に基づき計算しなければならない。

- (1) 納税人が国の規定およびモニタリング規範に合致する汚染物自己モニタリング設備を据付・利用する場合、汚染物自己モニタリングデータに基づき計算する。
- (2) 納税人が汚染物自己モニタリング設備を据付・利用していない場合、第三方測定機構が発行する国の関連規定及びモニタリング規範に合致するモニタリングデータに基づき計算する。
- (3) 排出する汚染物の種類が多い等の原因によりモニタリングの条件を備えない場合、国務院の環境保護主管部門が規定する汚染物排出係数、物質収支法に基づき計算する。
- (4) 本条第(1)項から第(3)項が規定する方法に基づき計算できない場合、省・自治区・直轄市人民政府の環境保護主管部門が規定する抽出測定の方法に基づき、査定・計算する。

第11条 環境保護税の納付税額は以下の方法に基づき計算する。

- (1) 課税大気汚染物の納付税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする。
- (2) 課税水汚染物の納付税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする。
- (3) 課税固体廃棄物の納付税額は、固体廃棄物排出量に具体的な適用税額を乗じたものとする。
- (4) 課税騒音の納付税額は、国が規定する標準を超えるデシベル数に相応する具体的な適用税額とする。

第3章 税収の減免

第12条 以下のような状況は、暫定的に環境保護税の徴収を免除する。

- (1) 農業生産（大規模養殖を含まない）が課税汚染物を排出する場合。
- (2) 自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶および航空機等の流動汚染源が課税汚染物を排出する場合。
- (3) 法により設立された都市・農村污水集中処理、生活ゴミ集中処理場所が相応する課税汚染物を排出し、国および地方が規定する排出標準を超えない場合。
- (4) 納税人が固体廃棄物を総合利用し、国および地方の環境保護標準に合致する場合。
- (5) 国務院が免税を批准するその他の状況。前項第(5)項の免税規定は、国務院により全国人民代表大会の常務委員会に報告して届出をする。

第13条 納税人が排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する汚染物排出標準の30%を下回る場合、環境保護税は75%に軽減して徴収する。納税人が排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する汚染物排出標準の50%を下回る場合、環境保護税は50%に軽減して徴収する。

第4章 徴収管理

第14条 環境保護税は税務機関が「中華人民共和國税収徴収管理法」及び本法の関連規定に基づき徴収・管理する。環境保護主管部門は本法および関連環境保護法律法規の規定に基づき汚染物に対してモニタリングし管理する。県レベル以上の地方人民政府は税務機関、環境保護主管部門及びその他の関連単位が役割分担して協カメカニズムを構築し、環境保護税の徴収管理を強化し、税金が遅滞なく十分な額が入庫することを保障しなければならない。

- 第15条 環境保護主管部門及び税務機関は、税に係る情報の共有プラットフォーム及び業務協力メカニズムを構築しなければならない。環境保護主管部門は汚染物排出単位の汚染物排出許可、汚染物排出データ、環境関連の違法及び行政処罰を受けた等、環境保護関連の情報を定期的に税務機関に送付しなければならない。税務機関は納税人の納税申告、税金入庫、減免税額、未納税金およびリスク・疑問点等の環境保護税に係る税情報を、定期的に環境保護主管部門に送付しなければならない。
- 第16条 納税義務の発生時間は、納税人が課税汚染物を排出する当日とする。
- 第17条 納税人は課税汚染物排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付しなければならない。
- 第18条 環境保護税は月ごとに計算し、四半期ごとに申告・納付する。固定期限に基づき計算・納付できない場合、1回ごとに申告・納付する。納税人が申告・納付する時は税務機関に排出する課税汚染物の種類、数量、大気汚染物、水汚染物の濃度値、及び税務機関が実際の需要に基づき納税人に報告を要求するその他の課税資料を報告しなければならない。
- 第19条 納税人が四半期ごとに申告・納付する場合、四半期終了の日から15日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。納税人が1回ごとに申告・納付する場合、納税義務が発生する日から15日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。納税人は法により事実通りに納税申告を行い、申告の真実性および完全性に対して責任を負わなければならない。
- 第20条 税務機関は納税人の納税申告データ資料を、環境保護主管部門が送付した関連データ資料と照合しなければならない。税務機関は納税人の納税申告データ資料に異常もしくは納税人が規定期限に基づいて納税申告を行っていないことを発見した場合、環境保護主管部門に提出して再確認を要求することができ、環境保護主管部門は税務機関のデータ資料を受け取った日から15日以内に税務機関に再確認の意見を発行しなければならない。税務機関は環境保護主管部門が再確認したデータ資料に基づき納税人の納付税額を調整しなければならない。
- 第21条 本法の第10条第（4）項の規定に基づき汚染物排出量を査定して計算する場合、税務機関は環境保護主管部門とともに汚染物排出種類、数量及び納付税額を査定する。
- 第22条 納税人が海洋エンジニアリングに従事し、中華人民共和国の管轄海域に課税大気汚染物、水汚染物もしくは固体廃棄物を排出する場合、環境保護税を申告する具体的な方法は、国務院税務主管部門により国務院海洋主管部門と共に規定する。

第23条 納税人と税務機関、環境保護主管部門及びその業務担当者が本法の規定に違反する場合、「中華人民共和国税収徴収管理法」、「中華人民共和国環境保護法」及び関連法律法規の規定に基づき法律責任を追及する。

第24条 各レベルの人民政府は納税人を奨励し、環境保護建設への投入を強化し、納税人が汚染物自己モニタリング設備に用いる投資に対して資金および政策による支持を与えなければならない。

第 5 章 附則

第25条 本法の以下の用語の意味

- (1) 汚染当量とは、汚染物もしくは汚染排出活動による環境に対する有害程度及び処理技術の経済性に基ついた、異なる汚染物による環境に対する汚染を測る総合性指標もしくは軽量単位を指す。同一媒質で同一汚染当量の異なる汚染物の場合、その汚染程度は基本的に相当である
- (2) 汚染排出係数とは、正常な技術経済及び管理条件下にて、生産単位の製品が排出すべきであろう汚染物量の統計平均値を指す。
- (3) 物質収支とは、物質の質量保存の法則に基づき生産過程中使用する原料、生産する製品及び生じる廃棄物等に対して測定を行う方法の1種を指す。

第26条 直接、課税汚染物を排出する企業・事業単位及びその他の生産経営者は、本法の規定に基づき環境保護税を納付する他に、もたらした損害に対して法に基づいて責任を負わなければならない。

第27条 本法の施行日より、本法の規定に基づき環境保護税を徴収し、汚染物排出費は徴収してはならない。

第28条 本法は 2018 年 1 月 1 日より施行する。

附表 1 環境保護税税目税額表

附表 2 課税汚染物および当量値表〔略〕